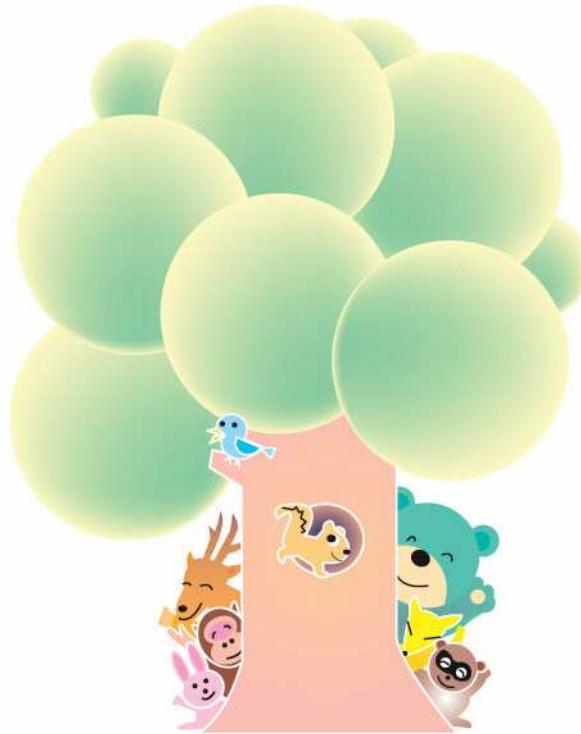


活動団体用

2025年改定版

岐阜版アダプト・プログラム “ぎふまち育て隊” まるわかりBOOK



作成：市民協働生活部 市民活動交流センター

〒500-8076 岐阜市司町40番地5

TEL 058-264-0011 FAX 058-227-7596

E-mail comm-act@city.gifu.gifu.jp

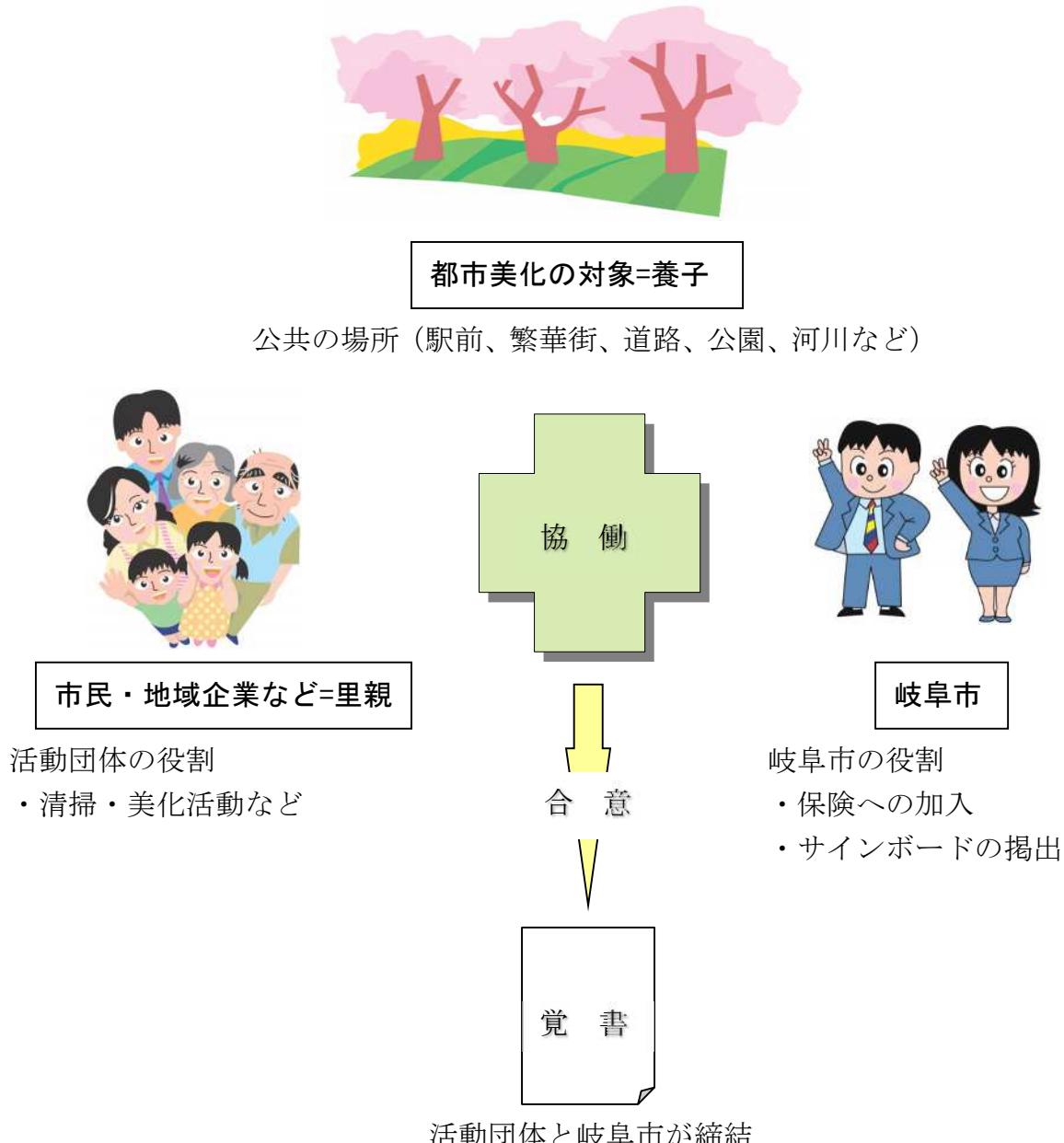
目 次

質問1	アダプト・プログラムってなあに？	1
質問2	岐阜版アダプト・プログラムの特徴は？	2
質問3	参加するとどんなメリットがあるの？	4
質問4	どういう保険が適用されるの？	5
質問5	サインボードはいつ、どこに設置されるの？	7
質問6	参加したいときはどうするの？	8
質問7	ごみの処理はどうするの？	10
質問8	その他に注意することは？	11
質問9	活動の輪を広げよう！	12

質問1 アダプト・プログラムってなあに？

アダプト・プログラムは、1985年、ハイウェイでの散乱ごみ問題が深刻化するアメリカのテキサス州で生まれました。アダプトとは「養子縁組をする」という意味。公共空間を住民の皆さんが養子のように愛情をもって面倒をみる、ということです。継続的に公共空間の美化活動を進めるため、活動団体と行政が覚書を結び、このことを広く知らせ、あわせてポイ捨てを防止するための看板（サインボード）を行政が設置します。

日本で初めて導入されたのは1998年。現在では510以上の自治体で導入されています（令和6年3月末現在）。



質問2 岐阜版アダプト・プログラムの特徴は？

1. 事業の目的

「まちを美しくする条例」が平成11年3月に制定されて以降、美しい都市を市民ぐるみで築くための取り組みが進んでいます。しかし、公共空間のポイ捨ては、残念なことにまだまだ見られるのが実情です。そのため、岐阜市では、平成14年度より、アダプト・プログラムに関する調査を進め、平成15年度、岐阜版アダプト・プログラム“ぎふまち育て隊”としてモデル実施し、平成16年度より本格実施しました。本事業により、市民が自分の住むまちに愛着をもち、主体的に美化活動に取り組むことを目指すものです。

2. 事業の特徴

ぎふまち育て隊では、多くの市民の皆さんに主体的に参加してもらうため、通常のアダプト・プログラム（公共空間での清掃活動、岐阜市では「一般型アダプト・プログラム」と言います）以外に、「創造型アダプト・プログラム」と「文化財型アダプト・プログラム」を設け、平成20年度より「環境保全型アダプト・プログラム」を新たに設けました。

「一般型アダプト・プログラム」……公共空間での清掃活動

「創造型アダプト・プログラム」……維持管理までを念頭において、企画段階から市民の皆さんに参画し、活動するもの

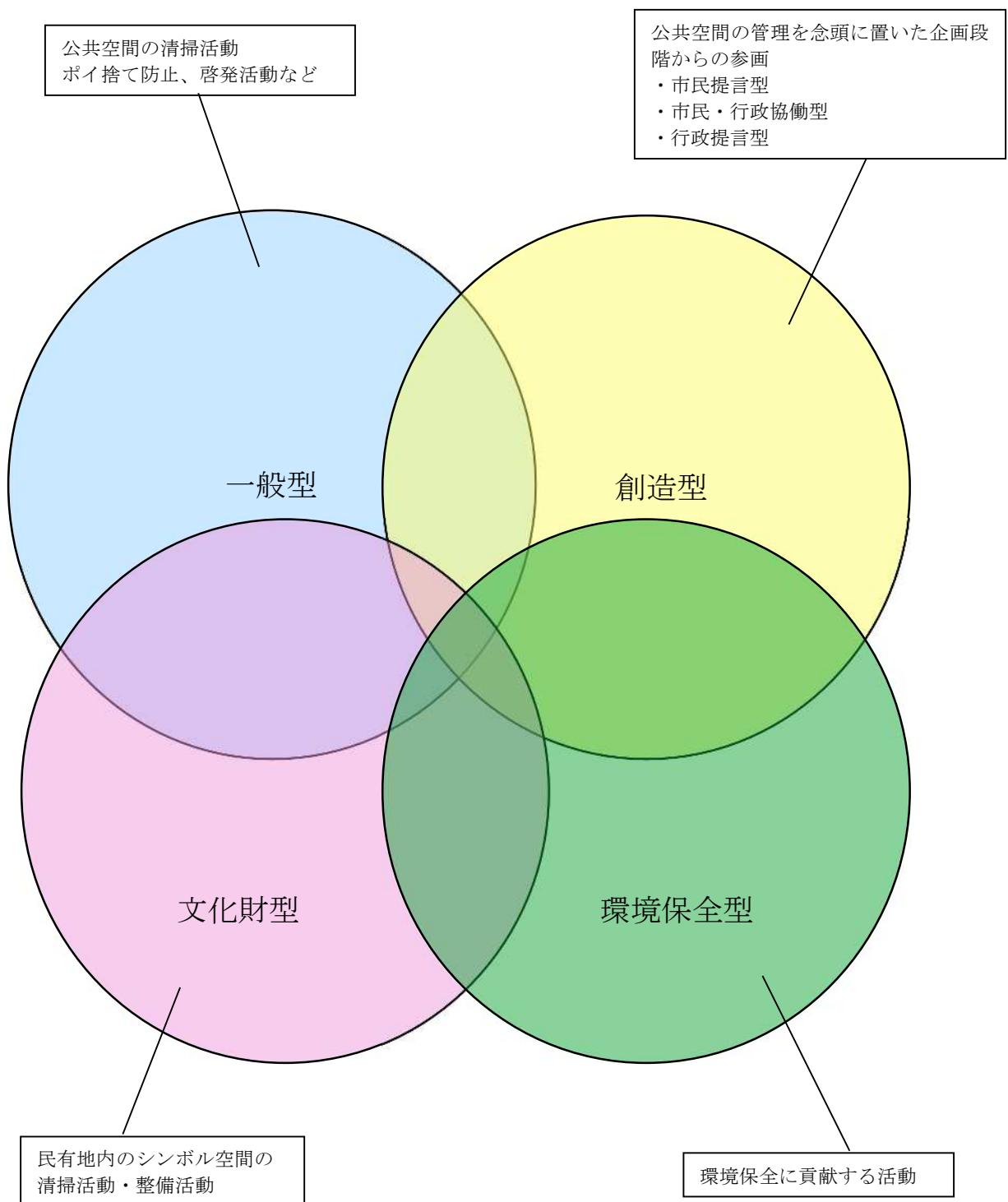
「文化財型アダプト・プログラム」……民有地内にある、まちのシンボル的な文化財などの美化活動を対象としたもの

「環境保全型アダプト・プログラム」……環境保全を念頭に置いた、美化・整備活動



●ぎふまち育て隊の4つのパターン

「一般型」「創造型」「文化財型」「環境保全型」の4タイプを互いに組み合わせて展開することも考えられます。



質問3 参加するとどんなメリットがあるの？

ぎふまち育て隊に参加される団体への活動支援には、大きく2つがあります。

① 「保険の適用」

ぎふまち育て隊の参加者の急激かつ偶然な外来の事故によるケガの場合、また、第三者の財物や身体を傷つけてしまった場合は保険が適用されます。保険料は岐阜市が負担しますので、活動団体が払う必要はありません。詳しい保険内容については、「質問4 どういう保険が適用されるの？（5ページ）」をご参照ください。



② 「サインボードの設置」

ぎふまち育て隊に参加される活動団体には、活動団体名を記載したサインボードを岐阜市が設置します。活動地域にサインボードを設置することで、その地域のポイ捨ての減少も期待できますし、また活動団体のステータス（誇り）にもなります。詳しい内容については「質問5 サインボードはいつ、どこに設置されるの？（6ページ）」をご参照ください。



質問4 どういう保険が適用されるの？

ぎふまち育て隊に参加される活動団体には、安心して活動に取り組んでいただけるよう、岐阜市が加入する保険が適用されます。（社会福祉協議会のボランティア保険とは異なります）

※保険を適用するためには、活動時の参加者を必ず名簿で管理していただく必要があります。

保険が適用となる可能性がある場合は、市民活動交流センターまでご連絡下さい。

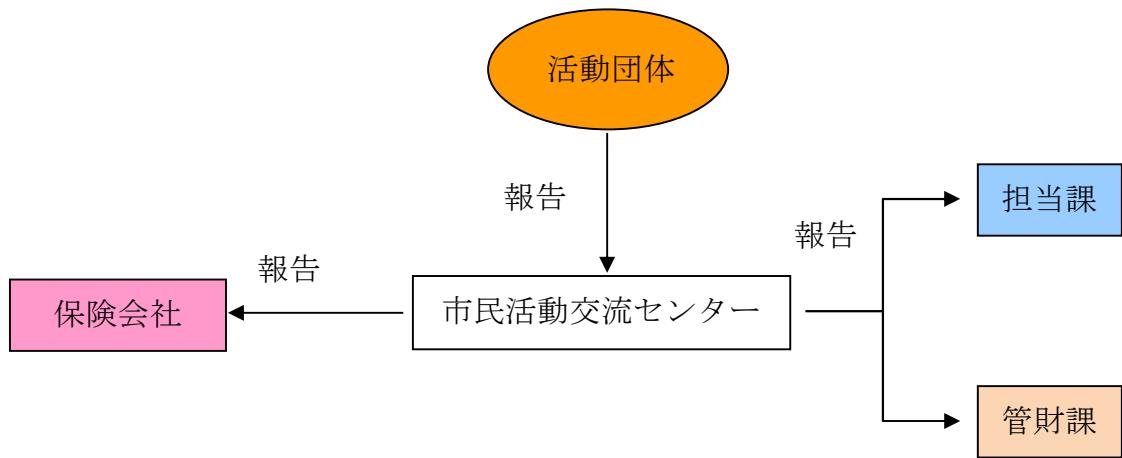
1. 保険の構成

・ケガをされた場合・・・「全国市長会市民総合賠償補償保険」

この保険は「賠償責任保険」と「補償保険」の2種類の保険により構成されていますが、ぎふまち育て隊ではそのうちの「補償保険」が適用されます。

・第三者の財物や身体を傷つけてしまった場合・・・賠償責任保険（民間）

緊急連絡系統図



全ての事案が対象となるわけではありません。

- ・保険会社への報告が遅れると保険金額が低くなることがあります。事故発生後は速やかにご連絡ください。

2. 保険金額

＜補償保険＞

死亡・後遺障害補償保険金	
死亡 500 万円 ・ 後遺障害 20 万円～500 万円 (障害の程度により異なります)	

入院補償保険金		通院補償保険金	
入院日数	保険金額	通院日数	保険金額
1 日～ 5 日	20,000 円	6 日～15 日	20,000 円
6 日～15 日	60,000 円	16 日～30 日	60,000 円
16 日～30 日	120,000 円	31 日～60 日	90,000 円
31 日～60 日	180,000 円	61 日以上	120,000 円
61 日～90 日	240,000 円	※通院補償は通院 6 日以上に限ります。	
91 日以上	300,000 円		

◆保険の適用期間は、怪我をされたときから 6 か月以内です。

＜賠償責任保険＞

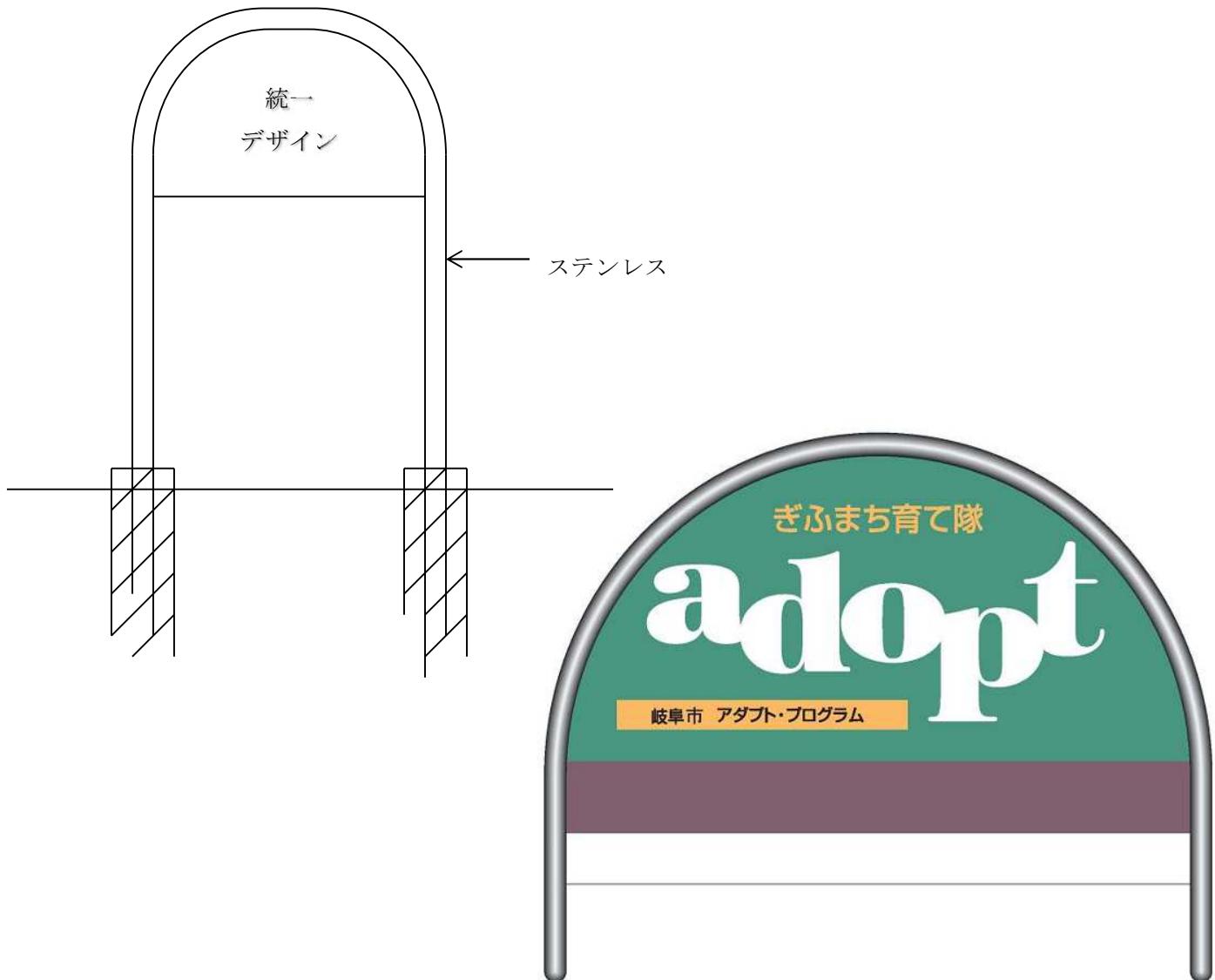
補償項目		保険金額・支払限度額	
倍賞責任 (免責金額なし)	身体賠償	1 名につき 1 事故につき	2 億円 2 億円
	財物賠償	1 事故につき	2 億円
受託者賠償責任保険 (免責金額なし)	財物賠償	1 事故につき 保険期間中	50 万円 50 万円

質問5 サインボードはいつ、どこに設置されるの？

ぎふまち育て隊に参加し、サインボードの設置を希望する活動団体については、活動団体名を記載したサインボードを岐阜市が設置します。設置箇所・設置基数については、一定の基準をもとに、団体と協議の上、決定します。なお、サインボードの発注と関係機関への占用申請等の関係で、設置までに数ヶ月程度かかる場合もありますので、ご了承ください。

*) 設置を希望しない場合はサインボードの設置はしません。

サインボードのイメージ図



質問6 参加したいときはどうするの？

① 活動団体をつくろう

ぎふまち育て隊には個人では参加できないので、まず活動団体をつくる必要があります。自治会や各種団体あるいは地域の有志で、また職場の同僚などに声をかけてみましょう。活動は地域と協調することが大切です。すでに活動を開始している団体でも参加可能です。

② 活動場所・活動頻度などを決めよう

どこで活動したいのかを話し合って決めましょう。行政の管理する公共空間のほか、文化財型アダプト・プログラムでは、民有地内であっても管理者の了解が得られれば、活動できる場合もあります。また、どれくらいの頻度で活動するのか、継続的に活動できるかといったことも考える必要があります。

③ 条件に合うかチェックしよう

ぎふまち育て隊では、無償活動が前提となります（補助金などは支給されません。また、現在岐阜市から補助金などの支給を受けている団体については、その活動のみでは参加できません）。

④ 申し込みもう

活動団体・活動場所・活動内容・活動頻度などが決まり、また「チェックリスト（活動団体用）」で確認し、市役所へ参加申し込みをします。窓口は担当課（例えば、道路は土木管理課、河川は河川課など）となります。担当課が分からぬときは、市民活動交流センターまでお問い合わせください。担当課とは、これ以後も関係が続きますので、どこが自分たちの担当課なのか、覚えておくと便利です。

それでは次のページでこれから具体的な流れを見てみましょう。

●ぎふまち育て隊登録までの具体的な流れ

「活動団体」

岐阜市のぎふまち育て隊の条件に合う活動か市民活動交流センター・担当課と相談します。



「岐阜市」

相談のあった活動団体・活動内容・ごみの処理などについて確認します。



「活動団体と岐阜市」

活動団体と岐阜市の間で、覚書を締結します。



「活動団体」

活動を開始します。(すでに活動を行っている場合もあります)



「岐阜市」

活動場所にサインボードを設置します。(設置希望があれば)



「活動団体」

毎年、年度末に「活動報告書」を市民活動交流センターに提出します。
代表者や活動内容に変更が生じた場合は、「活動変更届」も併せて提出します。



質問7 ごみの処理はどうするの？

ぎふまち育て隊の活動により発生したごみについては、家庭ごみとして岐阜市の指定する日に指定場所へ出してください。ただし、大量のごみが出る場合など家庭ごみとして出すことが困難と思われる場合は、活動日・活動場所・活動内容などが分かり次第（遅くとも活動日の1週間前までに）、市民活動交流センターにご連絡いただき、どのように処理するか確認してください。活動日当日や翌日に連絡をいただいても、すぐに回収することが出来ません。その結果、周辺住民の方に多大なご迷惑をおかけすることになりますのでご注意ください。



質問8 その他に注意することは？

ぎふまち育て隊で活動するに当たっては、他にもいくつかお願ひしたいことがありますので、以下に挙げておきます。

お願ひ1.

活動届では、活動回数を記入していただきますが、それに縛られることはあります。体調や天候が悪く、活動できないときもありますので、無理をせず、できる範囲で行ってください。また、安全には十分に気をつけてください。

お願ひ2.

ボランティア清掃中に発見した粗大ごみなどの不法投棄物は、集積しないで現状のままにして、場所・品目名などを環境一課に報告してください（不法投棄は犯罪であり、場合によっては警察と協力して投棄者を捜査する場合があります。その際、投棄場所から投棄物を移動してしまうと、調査に支障をきたすことがあるからです。また、粗大ごみを集積してしまうと、便乗投棄の要因にもなります）。

不法投棄110番：0120-530-817

お願ひ3.

ぎふまち育て隊では、市民の皆さんにご意見・ご提言をいただきながら、“協働”でより良い制度にしていきたいと思っています。活動を通して、気付いたことなどありましたら、どしどしご意見をお寄せください。



質問9 活動の輪を広げよう！

- あるぎふまち育て隊では、清掃活動に加え、ポイ捨てをなくすためにポスターやチラシを作成されています。
- あるぎふまち育て隊では、スタッフが名札又は揃いのジャンバーを着用して、活動意欲と信頼性を高めることに努められています。
- あるぎふまち育て隊では、創造型アダプト・プログラムや一般型アダプト・プログラムを組み合わせて、活動の輪を広げています。同時にスタッフそれぞれが得意とする分野ごとに参加し、より楽しみながら活動できる環境をつくられています。
- あるぎふまち育て隊では、地域住民全員の参加活動のほかに、日常的にグループ活動として、不法投棄の監視見回りや街路樹の水やりを計画されている団体もあるようです（あらかじめ「ぎふまち育て隊 活動届」に日常的な活動内容について、特記してください）。

このようにぎふまち育て隊は、ひとつの活動をきっかけとして、さらにふくらみのある活動へと展開できる可能性を秘めています。一度ご相談ください。

